

第1章

総論

第1節 計画策定にあたって

第1章 総論

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の高齢者(65歳以上)数は、平成22年10月1日現在、2,958万人で、総人口に占める割合(高齢化率)は23.1%と、国民の5人に1人以上は高齢者となっています。

須坂市の高齢化率は平成23年10月1日現在、26.7%で、介護保険制度が始まった平成12年の19.9%から11年で6.8%上昇しており、3年前と比較しても2.0%上昇と、今後もこの傾向が続くものと予測されます。

高齢者の増加に加え、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、地域における高齢者に関する新たな課題が顕在化してきており、こうした課題の解決を図るための体制づくりが必要となってきました。

さらに、高齢者が健康で生きがいを持ち、いきいきとした生活を送るためには、自ら健康づくりに努めるとともに、高齢者の社会活動、生涯学習活動等の生きがいづくりを推進していくことが必要です。また、介護を必要とする状態にならないための介護予防、地域での暮らしを継続するための生活支援、サービスを選択するうえでの情報の提供などを行うことも重要です。

国は、平成12年から介護を社会全体で支える新たな仕組みである介護保険制度をスタートさせました。

須坂市では、平成11年度から3年毎に「須坂市老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、良質で必要なサービスを確保し、高齢者の自立を支援するため、介護サービス基盤の充実、介護保険制度の円滑な実施に努めてきました。

本計画は、地域の実情に応じた高齢者の支援、介護予防の一層の取り組み、高齢化の進展に伴う一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などの課題に対応していくために、平成24年度から26年度を計画期間として策定するものです。

2. 計画の課題

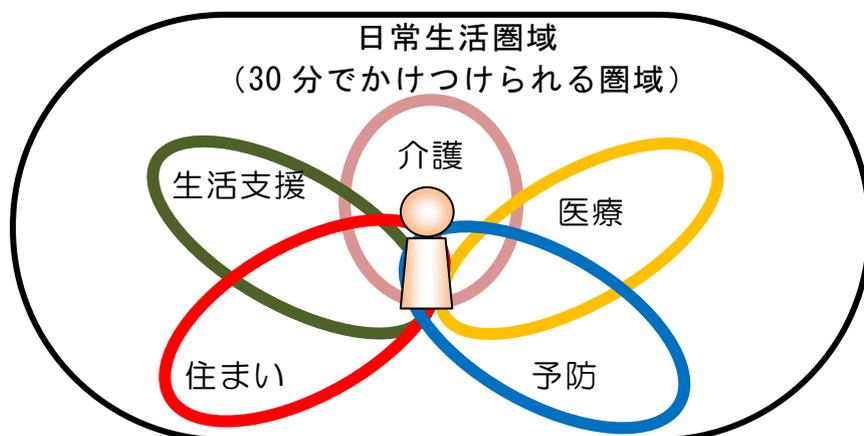
本計画も含めた今後の課題として、介護保険の基本理念に基づき、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるような体制の整備が挙げられます。

「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」を基本的な考え方として、以下の4点が地域包括ケア実現に向けての課題となります。

- ①高齢者の居住に係る施策との連携
- ②医療との連携
- ③認知症支援策の充実
- ④生活支援サービス

地域包括ケアシステム

本人の一面を見て対応するのではなく、介護・医療・介護予防・地域・住宅などの、総合的施策で本人を支えること、その仕組み。



3. 計画の理念・目標・基本方針

(1) 計画の理念

高齢者が、介護が必要な状態になっても尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険制度の基本理念を踏まえ、

『一人ひとりが輝き、磨かれた「ほんもの」の魅力あふれるまち 須坂』を将来像とする第五次須坂市総合計画との整合を図り、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせるまち

(2) 基本的な政策目標

高齢になっても、また、介護が必要になっても、「住みなれた家庭」や「住みなれた地域」ですべての市民が安心して過ごすことができ、それぞれが誇りをもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、「地域包括ケア」の考え方にに基づき、高齢者を支援する体制の整備を図っていきます。

【目標】 生きがいづくりと社会参加の促進

健康でいきいきと、それぞれが生きがいを持って自分らしく、社会参加ができるよう支援します。

【目標】 地域における高齢者支援体制の充実

住み慣れた地域で、高齢者が尊厳を保ちながら自立した生活を送ることができるよう、認知症対策の推進等生活全般にわたり支援します。

【目標】 介護予防と生活支援サービスの充実

健康でいきいきと、介護を必要としない生活を送ることができるよう、介護予防や生活支援サービスを推進します。

【目標】 介護保険事業の円滑な運営

低所得者層の利用料負担への配慮、要介護認定の適正な実施、介護給付適正化、ケアマネジメントの適正化支援等、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

(3) 基本方針

①地域全体で支える体制の整備

自分たちの地域で、高齢者が安心して暮らしていくための仕組みをどうやってつくっていくか。これからの福祉は行政と住民が一緒になって、自分たちの住む地域のありようを決め、支えていかななくてはなりません。

高齢者や障がい者だけでなく、その家族や地域の人々も含めて一人ひとりが、共に支え合いながらいきいきとした生活を送るためには、人づくり、地域づくりこそが、誰もが生涯安心して暮らせるまちづくりの基盤であるという認識のもとに、介護を必要とする高齢者等の需要に対応して必要なサービスを円滑に利用できる環境整備と、地域包括支援センターを中心に、関係機関等との連携や地域の資源を発掘・活用し、地域全体で支える体制の整備を図ります。

②高齢者の積極的な社会参加

高齢者が自らの経験や知識を活かして主体的、積極的に社会参加することは、本人ならびに社会にとって重要です。

高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、シルバー人材センター等高齢者の社会生産活動への積極的参加や老人クラブ等をはじめとする自主的団体への加入、また、シニア（老人）大学や公民館活動等の生涯学習活動への積極的な参加がしやすい環境づくりを図ります。

③介護予防の充実

人はみな老化や病気による機能低下から免れることはできませんが、大切なことはできるだけ自立した生活を続けて要介護状態にならないこと、あるいは要介護状態になっても介護を最小限にとどめることです。

そのためには健康診査、健康教育等の機会を通じてふだんから健康の保持に努め、要介護の状態になった時はリハビリテーションを受け、積極的に在宅サービスや福祉サービスを活用することが必要であることから、疾病予防、介護予防事業の充実を図ります。

④高齢者の権利擁護

認知症や寝たきりの状態になっても同居する家族等がいなく介護が期待できない高齢者、家庭内介護力の弱体化により十分な介護を受けることができない高齢者の生活基盤が脅かされています。

高齢者の様々な権利を擁護し、生活全般にわたってサポートする体制の確立が求められています。

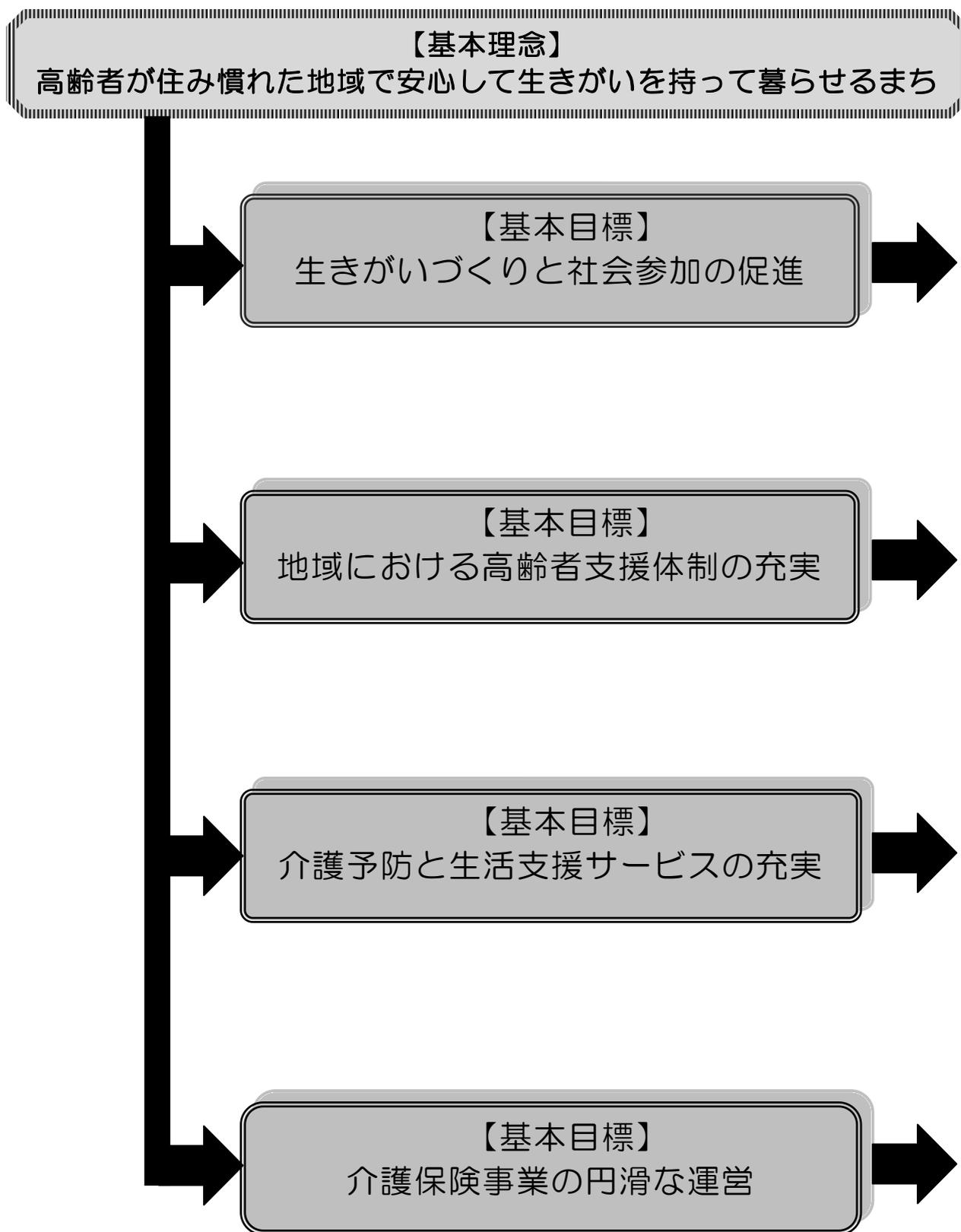
地域包括支援センターを中心に関係団体や地域住民等との連携により「生活支援」や「自立支援」を基本に据えたサポート体制の確立を図ります。

⑤在宅介護の重視—介護サービスの基盤整備と質的充実—

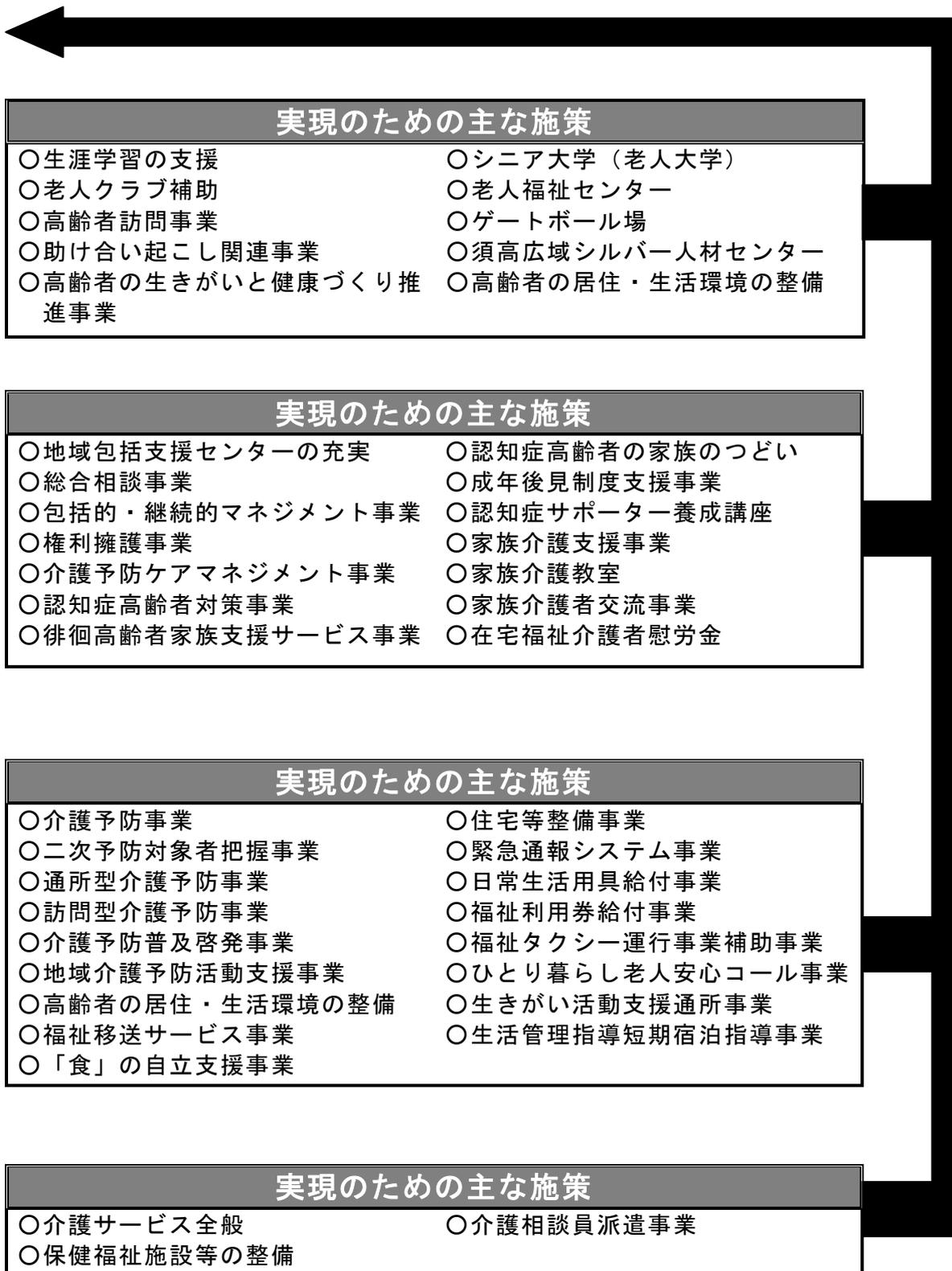
少子高齢化、核家族化等、家族をとりまく状況が多様化しているなかで在宅介護をすすめていくため、個々に対応しうる介護サービスメニューの拡大と質の向上を図ります。

また、高齢者の生活自立度の程度は、疾病のみならず環境にも左右されやすいことから、それぞれの高齢者の心身の状況、経済力、介護レベル等を踏まえたタイムリーな対応が必要です。

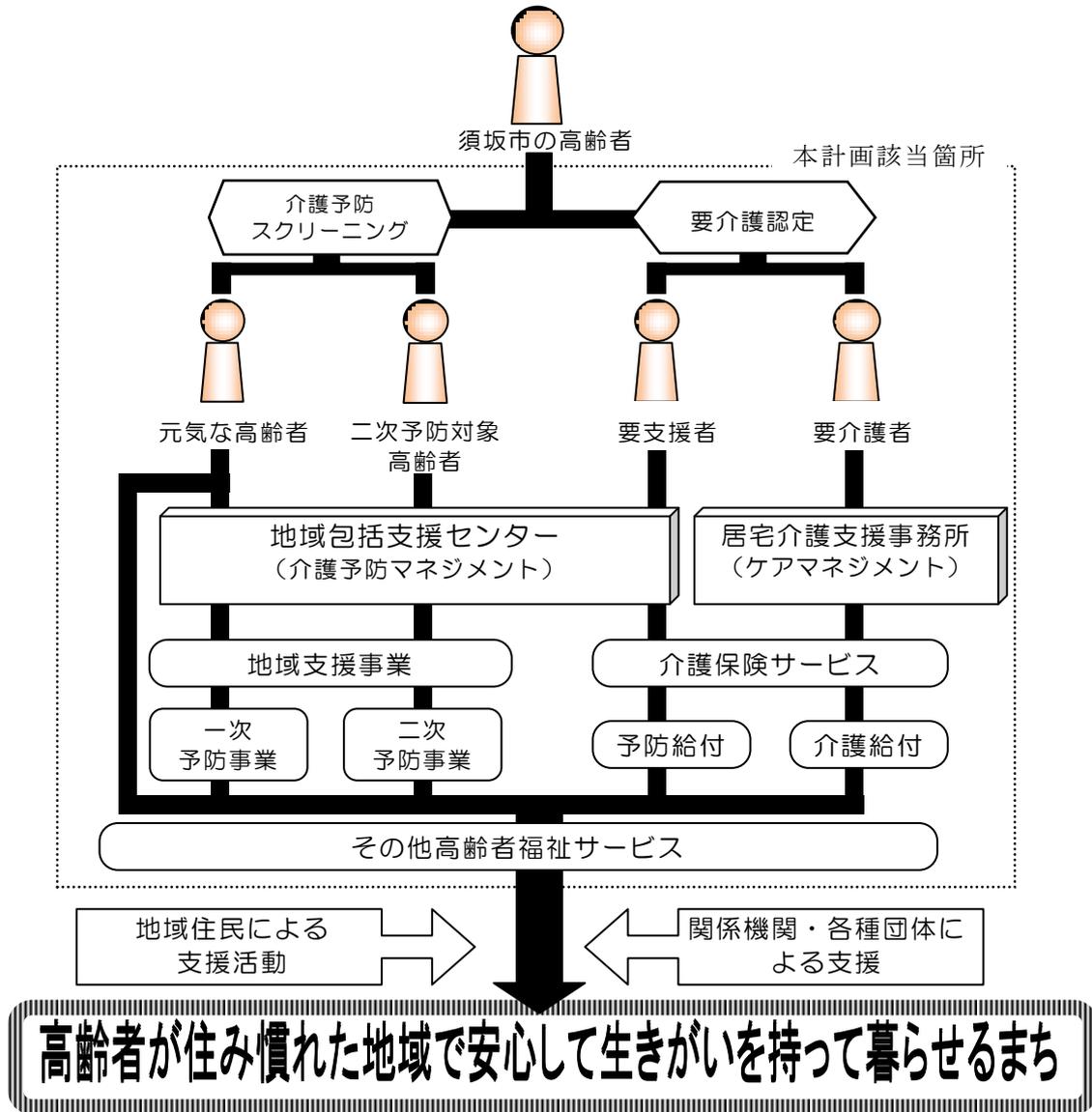
居宅サービスとの連携による通所、短期入所といった施設の効率的活用など、介護予防から介護サービス提供までに関わる保健、医療、福祉のより一層の連携を図ります。



基本理念の実現を目指します



—須坂市の高齢者福祉施策の概要—



4. 日常生活圏域の設定

第三期介護保険事業計画の策定から、要介護高齢者等が住み慣れた地域においてサービス利用を可能とする観点から「日常生活圏域」を設定することになりました。

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して設定しますが、この日常生活圏域は、地域密着型サービスを中心とし

た介護基盤整備の単位であるとともに、地域包括支援センターとの整合性を図るものとなっています。

須坂市は他の地域に比べ集落が散在しておらず、第四期介護保険事業計画では全市を一体の日常生活圏域と設定しています。第五期介護保険事業計画においても、引き続き全市を一つの圏域と設定します。

5. 法令の根拠

須坂市老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、市における福祉サービスや高齢者に関する政策全般を策定するものです。

須坂市介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して定めるものです。

老人福祉計画と介護保険事業計画は、整合性をもって、調和がとれたものとして作成すべきものであることから、両計画を一体的に策定します。

6. 計画の策定に向けた取組及び体制

(1) 計画策定の経緯

①介護保険事業計画等策定懇話会及び策定調査研究委員会の設置

平成24年度から平成26年度の3年間（3年ごとの見直し）を計画期間とする老人福祉計画と介護保険事業計画を策定するため、保健、福祉等の各団体の代表委員及び被保険者代表委員を含めた策定懇話会を設置するとともに、懇話会を補佐し、各種計画との調整を図るため、庁内職員による策定調査研究委員会を設置しました。

なお、計画策定に際しては、広く市民の意見を反映させるために懇話会委員を2名公募しました。

②高齢者実態調査等の実施

要介護・要支援認定者及び介護者の実態を把握するとともに、サービス利用意向を調査するため、平成22年12月1日を基準日とする高齢者等の実態に関する

調査を実施しました。

〈調査対象者の分類〉

居宅要介護・要支援認定者実態調査	全数
元気高齢者等実態調査	300（無作為抽出）

③県との連携

両計画の推進と、介護保険制度の円滑な実施を推進するため、長野保健福祉事務所主催の推進会議や県との調整を行ってきました。

④介護サービス施設整備意向調査

須坂市における施設・居住系サービス及び地域密着型サービス事業の事業展開意向を把握するため、各事業所に整備意向調査を実施しました。

〔調査期間〕平成23年6月～7月

⑤拡大地域ケア会議及び介護支援専門員業務連絡会の開催

老人福祉計画と介護保険事業計画について説明し、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という）や福祉・医療の関係者から現場の意見や、利用者の立場にたった意見、要望等を計画に反映させました。

⑥生涯学習まちづくり出前講座の開催

須坂市生涯学習推進センターが主催する「須坂市生涯学習まちづくり出前講座」において、高齢者福祉サービスや介護保険制度の説明に併せて、事業計画の説明を行いました。

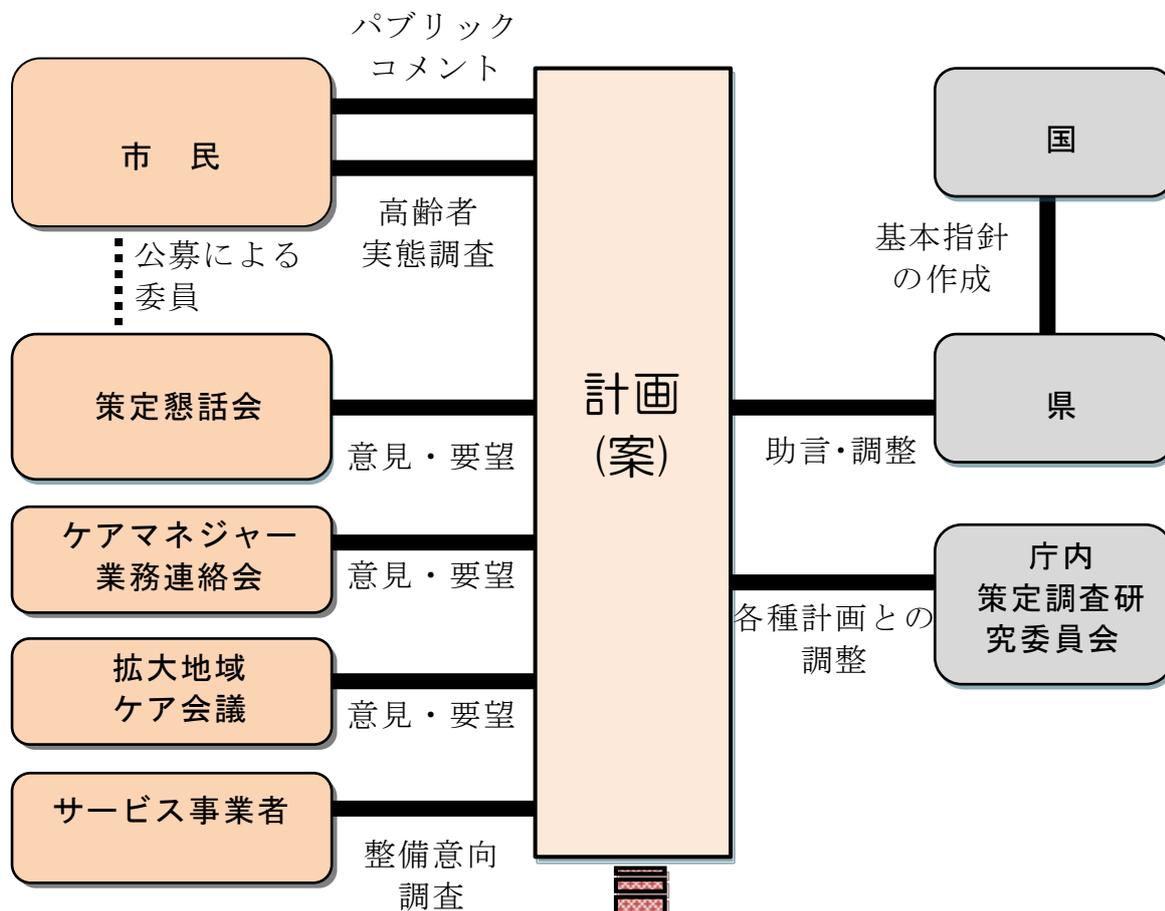
⑦広報すぎか及びホームページによるパブリックコメントを実施しました。

（2）計画策定後の点検体制

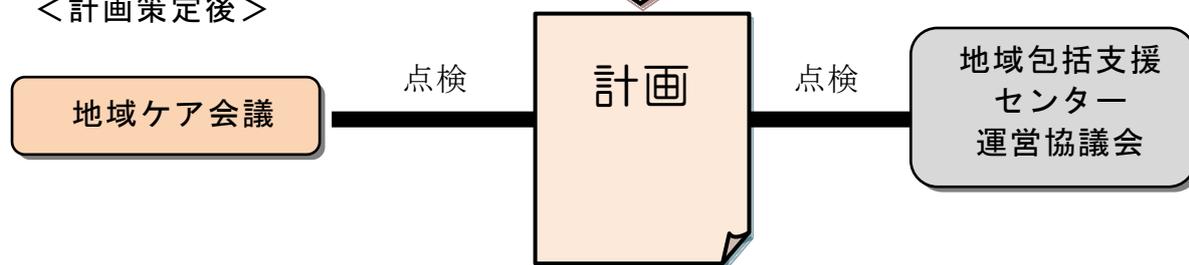
計画の実施状況については、年度ごとに、地域ケア会議や地域包括支援センター運営協議会において点検を行い、設定したサービスの必要量、供給量等の目標値と実績値を対比して計画の達成状況を点検し、この結果に基づいて、分析・評価するとともに課題を明らかにしその対策について検討します。

【計画策定のイメージ】

<計画策定>



<計画策定後>



7. 計画の期間と他の計画との整合

計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

本市の目標とする総合的なまちづくりの指針である第五次須坂市総合計画、須坂市地域福祉計画と整合を図ります。また、県の高齢者福祉プラン及び介護保険事業支援計画等、他の計画との整合を図ります。

平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第四次老人保健福祉計画 第三期介護保険事業計画								
		見直し →	第五次老人福祉計画 第四期介護保険事業計画					
					見直し →	第六次老人福祉計画 第五期介護保険事業計画		
第四次須坂市総合計画 (平成13年～平成22年)								
				見直し →	第五次須坂市総合計画 (平成23年～平成32年)			